			イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0413 AA_n　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の 10 パーセントを出資する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額 AB_{12} ＝ 0.0300 AB_{13} ＝ 0.0318 AB_{14} ＝ 0.0212 AB_{15} ＝ 0.0239 AB_{16} ＝ 0.0243 AB_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0225 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0279 AB_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0221 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0279 AB_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0221 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0288 AB_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02250 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475 AB_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0234 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0252 AB_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0225 イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0248
五　公園費	人口	算式 $\frac{B \times 0.3 + \sum_{n=12}^{15}(C_n \times D_n)}{534\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第２条第１	

			イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0413 AA_n　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の 10 パーセントを出資する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額 AB_{12} ＝ 0.0300 AB_{13} ＝ 0.0318 AB_{14} ＝ 0.0212 AB_{15} ＝ 0.0239 AB_{16} ＝ 0.0243 AB_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0225 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0279 AB_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0221 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0279 AB_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0221 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0288 AB_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.0239 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0261 AB_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0234 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0252 AB_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0230 イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0248
五　公園費	人口	算式 $\frac{B \times 0.3 + \sum_{n=12}^{15}(C_n \times D_n)}{530\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第２条第１	